

## 「東葛の会」新体制で総会開催

「東葛の会」は、7月29日第4回学習交流集会を開催しました。金子事務局長が、「この一年間の相談事例の特徴点」について報告し、東京法律事務所の笹山弁護士の講演、職場報告後、第4回「東葛の会」年次総会を行いました。

### 講演：笹山 尚人 東京法律事務所弁護士

ブラック企業を許さない！現代の労働環境と対抗措置のあり方について講演。ブラック企業の事例二例紹介。

### SHOP99（コンビニ店）事件

店長だけが正社員で名目管理監督者ということで長時間労働、残業代未払いの裁判闘争です。裁判における傍聴人の大動員と役立つ証拠化により勝利。原告は仲間の支えにより時間はかかったが職場復帰することができた。

### Y銀行パワハラ『解雇』事件

支店長による執拗なパワハラメントに耐えられず「退職届」を提出したが、職場の労働組合の支援で、退職届の撤回とパワハラを問う訴訟を提起した。パワハラに関する証拠は少なく職場の支援もない中、労働組合が全面的に支援、地域への訴えも含め、銀行を和解に持ち込んだ。和解内容は、関連会社への再就職と和解金等です。



### ブラック企業社会に対する社会的運動の必要性を強調。

「ブラック企業」は労働法と相容れない存在であるにもかかわらず、なぜ世の中のにさばっているのか

- ① 労働者にも使用者にも労働法の知識が少ない。
- ② 監督、取締機関の活動が脆弱。交通警察のように取り締まる権限も人員も少ない。
- ③ 労働法の規制そのものも強力でない。
- ④ 労働組合が身近にない。中小企業では、労働組合の組織率は1%を切っているといわれている。

今の状況を変えていくためには何が必用か。

- ① 既存の労働組合は、組織化のための戦略をどう考えるか、組合員が社会全体に目を向けることが必用
- ② 個人加盟労働組合の発展と既存労働組合運動の合流
- ③ 組合を支える社会運動の必要性
  - ・「支える会」のような財政支援運動の広がり
  - ・日本労働弁護団の活用と立法提言の検討
  - ・「東葛の会」のような地域レベルによる運動の広がり

### ＝職場報告＝

**悪質ファンドと闘う昭和ゴム労組**：AFPとの闘い10年目、雇用と生活を守り、正常な昭和ゴム再建のため日夜闘っています。社会保険料返還裁判は、株主総会で代表が返還を表明し勝利解決しました。

**芹澤過労死労災事件その後**：会社に対し「真摯な謝罪」と損害賠償を支払うよう請求。労災認定から一年以上経過も全く回答しない不誠実な態度に終始している。

### シーサイドサービス社の闘い

賃金が長年同額で据え置かれており、後輩社員よりも低くなっている。また、重機に乗らない日の日給も他の社員と同等にするよう要求し、納得いく回答を得ることができた。

### 2017年度活動方針（金子事務局長）

2016年度の取り組みの概要

1. 会員数は、86名、カンパ11名
2. 労働相談は、33件
3. 地域宣伝：知事選特別号、春闘特別号の発行、各大学前でのブラックバイトビラの配布、大学及び柏市の近隣センターのブラックバイトポスターの掲示、柏メーデー会場での「東葛の会」の宣伝
4. 柏労基署及び柏商工会議所への要請行動
5. 事務所を構え、体制の強化を図った
6. 労働相談に対応できる東葛ユニオン等の労働組合、社労士、弁護士等の随時対応できる体制づくり

2017年度活動方針

「東葛の会」は、体制を立て直して2年目に入ります。さらなる前進を目指して、活動の4つの柱「①ブラック企業をなくすことをめざした、情報の発信と受信のできる地域センター」、「②週3日から、週5日の相談センター受け付け体制の強化」など、そして、5つの行動提起「①東葛の会の発展を保障する会員拡大の取り組み」、「②東葛派遣村「なんでも相談会」への参加、宣伝行動と労働相談に対応」などです。